



配付先：新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ

スマートICの本格導入と 地域活性化ICの追加整備について

～豊栄及び大潟スマートICの本格導入、白山ICの追加整備が決定～

北陸地方整備局管内において、高速自動車国道との連結許可申請のあったスマートIC（インターチェンジ）2箇所及び地域活性化IC（インターチェンジ）1箇所について、本日付で高速自動車国道の「整備計画」の変更及び連結する道路の「連結許可」を行いましたので、お知らせします。

スマートICの本格導入箇所：2箇所

- 日本海東北自動車道 豊栄スマートIC（新潟県）
- 北陸自動車道 大潟スマートIC（新潟県）

地域活性化ICの追加整備箇所：1箇所

- 北陸自動車道 白山IC（仮称）（石川県）

【連結許可書交付のお知らせ】

連結許可の申請者に対し、連結許可書の交付を行います。なお、交付式の模様を取材いただく場合は、以下の各時間までに交付場所までお越し願います。

○豊栄スマートIC 日時：平成19年3月19日（月） 13時00分～13時30分

申請者：新潟市長

交付者：北陸地方整備局道路部長

交付場所：北陸地方整備局道路部（5F）

○大潟スマートIC 日時：平成19年3月19日（月） 13時30分～14時00分

申請者：上越市長

交付者：北陸地方整備局道路部長

交付場所：北陸地方整備局道路部（5F）

○白山IC（仮称） 日時：平成19年3月22日（木） 午後（詳細な時間は別途お知らせします。）

申請者：石川県知事

交付者：金沢河川国道事務所長

交付場所：金沢河川国道事務所

<問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 TEL(025)280-8880(代表)

企画部 広域計画課長 蚊爪 利之(内線3211)

TEL(025)370-6687(ダイヤルイン)

道路部 道路計画課長 信太 啓貴(内線4211)

TEL(025)280-8916(ダイヤルイン)

〒950-8801 新潟市美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

URL :<http://www.hrr.mlit.go.jp>

北陸地方整備局管内 スマートIC・地域活性化IC箇所図



徳光スマートIC(上り)

北陸自動車道 徳光スマートIC
 ①実験期間 平成17年4月11日
 ~平成18年9月30日
 ②運営時間 6:00~22:00

北陸自動車道 白山IC(仮称)
 ①接続道路 県道松任宇ノ気線
 ②接続地 石川県金沢市、白山市
 ③形式 上下方向出入口

白山IC(仮称)



● 今回整備計画変更のスマートIC: 2箇所
 ● 本格導入箇所: 5箇所
 ● 一旦終了箇所: 2箇所
 ● 今回整備計画変更の地域活性化IC: 1箇所



豊栄SA(上り)

日本海東北自動車道 豊栄SA
 ①実験期間 平成18年4月4日
 ~平成19年3月31日
 ②運営時間 6:00~22:00



黒崎スマートIC(上り)

北陸自動車道 黒崎スマートIC
 ①実験期間 平成16年12月24日
 ~平成18年9月30日
 ②運営時間 6:00~22:00



入善スマートIC(下り)

北陸自動車道 入善スマートIC
 ①実験期間 平成17年4月25日
 ~平成18年9月30日
 ②運営時間 6:00~22:00
 平成18年12月からフル北工工事のため閉鎖中
 再開は平成19年7月予定



新井スマートIC(上り)

上信越自動車道 新井スマートIC
 ①実験期間 平成17年1月11日
 ~平成18年9月30日
 ②運営時間 6:00~22:00



大湯PA(下り)

北陸自動車道 大湯PA
 ①実験期間 平成18年5月2日
 ~平成19年3月31日
 ②運営時間 6:00~22:00



大和スマートIC(上り)

関越自動車道 大和スマートIC
 ①実験期間 平成17年6月1日
 ~平成18年9月30日
 ②運営時間 6:00~22:00

スマートインターチェンジの本格導入と 地域活性化インターチェンジの追加整備について

高速自動車国道との連結許可申請のあったスマートインターチェンジ13箇所及び地域活性化インターチェンジ3箇所について、本日付で高速自動車国道の「整備計画」の変更及び連結する道路の「連結許可」を行いましたのでお知らせします。

○スマートインターチェンジの本格導入：13箇所

サービスエリア・パーキングエリア等に接続するスマートインターチェンジの社会実験箇所のうち、関係機関により構成される地区協議会において、本格導入（恒久化）に向けた合意がなされ、連結許可申請が提出されたスマートインターチェンジについて、整備計画の変更及び連結許可を行いました。

今後、所要の手続きを経たのち、平成19年4月1日からの本格導入へ移行することとなります。

○地域活性化インターチェンジの追加整備：3箇所

高速自動車国道への追加インターチェンジに係る調整が整い、連結する道路の道路管理者より連結許可申請が提出された地域活性化インターチェンジについて、整備計画の変更及び連結許可を行いました。

今後、所要の手続きを経たのち、事業に着手していくこととなります。

（添付資料）

- 別添1 整備計画変更及び連結許可したインターチェンジー覧
別添2 （参考）用語の説明

<問い合わせ先>

道路局有料道路課 課長補佐 本園 民雄
有料道路利用促進係長 中岡 毅
代表 03-5253-8111（内線 38382）直通 03-5253-8491

※本記者発表資料については、国土交通省道路局ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp>) にも掲載しています。

■整備計画変更及び連結許可したインターチェンジ一覧

①スマートインターチェンジ

| No. | 道路名 | スマートIC名称 | 都道府県 |
|-----|-----------|---|------|
| 1 | 東北自動車道 | <small>いづみ</small> 泉PAスマートインターチェンジ | 宮城県 |
| 2 | 磐越自動車道 | <small>にいづる</small> 新鶴スマートインターチェンジ | 福島県 |
| 3 | 東北自動車道 | <small>かみかわち</small> 上河内スマートインターチェンジ | 栃木県 |
| 4 | 東北自動車道 | <small>なすこうげん</small> 那須高原スマートインターチェンジ | 栃木県 |
| 5 | 上信越自動車道 | <small>さくだいら</small> 佐久平スマートインターチェンジ | 長野県 |
| 6 | 北陸自動車道 | <small>おおがた</small> 大潟スマートインターチェンジ | 新潟県 |
| 7 | 日本海東北自動車道 | <small>とよさか</small> 豊栄スマートインターチェンジ | 新潟県 |
| 8 | 東名高速道路 | <small>ふじかわ</small> 富士川スマートインターチェンジ | 静岡県 |
| 9 | 東名高速道路 | <small>えんしゅうとよだ</small> 遠州豊田スマートインターチェンジ | 静岡県 |
| 10 | 東名阪自動車道 | <small>かめやま</small> 亀山PAスマートインターチェンジ | 三重県 |
| 11 | 浜田自動車道 | <small>かなぎ</small> 金城スマートインターチェンジ | 島根県 |
| 12 | 山陽自動車道 | <small>きび</small> 吉備スマートインターチェンジ | 岡山県 |
| 13 | 沖縄自動車道 | <small>きしやば</small> 喜舎場スマートインターチェンジ | 沖縄県 |

②地域活性化インターチェンジ

| No. | 道路名 | IC名称(仮称) | 都道府県 |
|-----|---------------|---------------------------------------|------|
| 1 | 北陸自動車道 | <small>はくさん</small> 白山インターチェンジ | 石川県 |
| 2 | 阪和自動車道 | <small>わかやまきた</small> 和歌山北インターチェンジ | 和歌山県 |
| 3 | 四国横断自動車道阿南中村線 | <small>かげの</small> 影野インターチェンジ | 高知県 |

■（参考）用語の説明

○高速自動車国道の「整備計画」

高速自動車国道の整備計画とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条に規定する高速自動車国道の整備に関する計画で、高速自動車国道の「経過する市町村名」、「車線数」、「設計速度」、高速自動車国道と他の道路との「連結位置及び連結予定施設」、「工事に要する費用の概算額」及び「その他必要な事項」を、国土交通大臣が定めるものです。

高速自動車国道に一般道路を連結する際に、あらかじめ国土交通大臣が連結許可を行います。連結許可を行うにあたっては、整備計画への位置づけが必要です。

今回のインターチェンジの追加は、整備計画に定められている事項のうち、「連結位置及び連結予定施設」を追加する変更です。

○高速自動車国道との「連結許可」

高速自動車国道との連結許可とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2に規定する手続きで、高速自動車国道とその他の施設を連結し出入りを可能とするために、連結を希望する者が国土交通大臣に対して申請を行い、国土交通大臣が許可する手続きです。

今回の許可は、インターチェンジを追加するため、連結する道路の道路管理者より連結許可申請されたものです。

○スマートインターチェンジ

地方公共団体が主体となって発意し、整備するETC専用の追加インターチェンジです。

今回手続きを行い本格導入するスマートインターチェンジは、サービスエリア・パーキングエリア・バスストップに接続するものです。

○地域活性化インターチェンジ

地方公共団体が主体となって発意し、整備する追加インターチェンジです。